

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：マネーゲームとタックス・ヘイブン

執筆者：志賀櫻法律事務所 弁護士 志賀 櫻氏

要旨（以下の要旨は2分でお読みいただけます。）

「タックス・ヘイブン」というと、脱税などのためペーパー・カンパニーが設立されているカリブ海のケイマン諸島などがよく取り上げられます。「タックス・ヘイブン」とは「税金が（ほとんど）ない国や地域」を指し、「ヘイブン (haven) = 避難港」は課税という嵐から避難する意味で使われています。税という負担から免れたいのは人間の本質的な欲求なので、タックス・ヘイブンの実態が明らかにされる必要があります。

今回は、財務省で主税局国際租税課長や OECD 租税委員会日本国代表等を歴任され、「タックス・ヘイブン」に大変詳しい志賀櫻弁護士にこの問題を解説していただきます。

タックス・ヘイブン（諸国<地域>）には、①まともな税制がない、②固い秘密保持法制がある、③金融等の法規制が欠如している、三つの特徴があります。このため、椰子の茂るカリブの島以外でも、秘密口座で有名なスイスなどの群小オフショア金融センターや、ニューヨーク、ロンドンの巨大オフショア金融センターが存在します。OECD 租税委員会では2000年に35の国と地域を「タックス・ヘイブン」として公表しており、資金規模は21兆ドル（約2,100兆円）と見積もられています。ただ、「公法は水際で止まる」主権国家の制約から、マネーを各国がコントロールできない事情があります。

これらの膨大なマネーが、テロの温床となったりリーマン・ショック等の世界的な金融危機につながっているため、タックス・ヘイブンが問題視されている訳ですが、課税処分の対象となる「租税回避」と処分の対象とはならない「租税回避」の区別はハッキリしません。香港に住む武富士オーナーの息子への資産贈与を国税庁が居住者への贈与として課税した処分に対し、最高裁が非居住者への贈与として取消した例があります。

タックス・ヘイブン退治では、（1）ケイマン諸島など椰子の茂るタックス・ヘイブンには国際経済とのつながりを断つ、（2）リヒテンシュタイン、モナコなど群小オフショア金融センターにはそのブラックリストを公表する、などの対策が有効です。しかし、（3）ニューヨーク、ロンドンの巨大オフショア金融センターは大国の命運もかかるだけにマネーゲームを抑える有効な対策は難しいのが実情です。ただ、個別の対策として、（1）外国金融機関に対し情報提供を強制する米国の FATCA（外国口座租税コンプライアンス法）が今年成立しました。また、（2）金融機関のリスクコントロールを行うバーゼルⅢの FSB（金融安定理事会）が、傘下のバーゼル銀行監督委員会を通じより重いリスク値を算定するバーゼルⅢの自己資本比率規制を打ち出したりしています。

「税は文明の対価」（米国ホームズ最高裁判所判事）であるならば、税を支払う者には逆に「文明」が対価として引き渡されるべきです。タックス・ヘイブンは「文明」の引き渡しを妨げるだけでなく、「文明」そのものに厄災をもたらす害悪として、納税者がタックス・ヘイブンの問題を正しく認識してもらいたい、と結んでいます。

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

テーマ：マネーゲームとタックス・ヘイブン

志賀櫻法律事務所 弁護士 志賀 櫻

1. 始めに

現代はボーダレス・エコノミーの時代である。国境を越える経済取引は自由に行なわれ、IT 技術の進展と合わさってマネーなどは瞬時に国境を越えて自由に入出入りすることができる。

このように経済活動は自由に行なわれるので、1987年のニューヨーク証券取引所の暴落（ブラックマンデー）や、2008年のリーマン・ショックなどに見られるように、一国の金融危機が世界に波及することにつながってしまう。また、事象は異なるが、個人富裕層や多国籍企業は、国境を超える取引によって所得や資産を隠蔽（いんぺい）することができるので、脱税や租税回避が容易になっている。

他方、国際公法の法諺（ほうげん＜法のことわざ＞）にあるように「公法は水際で止まる（Public law stops at the water's edge.）」ために、規制や監督は主権国家の領域外には及ばない。このため、世界的規模のマネーの動きや脱税などの動きに対し、国境を越えることができない規制監督当局は切歯扼腕（せつしやくわん）することになる。

今回は、こうした世界を巡る巨額マネーのうち、脱税や租税回避を助ける様々なカラクリの核心にある「タックス・ヘイブン」を取り上げ、その実情とそれがもたらす影響、それに対する対抗策を取り上げることとしたい。



2. タックス・ヘイブンとは何か

意味

まず、タックス・ヘイブンとは「税金が（ほとんど）ない国や地域」を指す。ヘイブンとは、「避難港」の意味であり、税金からの避難の意味で使われている。

そしてタックス・ヘイブンには、①まともな税制がない、②固い秘密保持法制がある、③金融等の法規制が欠如している、という三つの特徴がある。

タックス・ヘイブンというと、一般には椰子の茂るカリブの島が想起されるようだ。しかし、上記の特徴を備えているのがタックス・ヘイブン（諸国＜地域＞）なので、銀行の秘密口座が有名なスイスの金融センターもそれに当たるし、更には、ニューヨーク、ロンドンの巨大オフショア金融センターも立派なタックス・ヘイブンなのである。タックス・ヘイブンというと、ともすれば脱税やテロ資金の温床とイメージされるが、先進国の金融センターも実はタックス・ヘイブンとして位置付けられるのである。

規模

それでは、タックス・ヘイブンについて、その資金規模はどれ位であるのか？

今年（2013年）3月にキプロスで債務危機が勃発した。このときにキプロスの金融機関に蓄積されていた金融資産がキプロスの名目 GDP（2012年 178億ユーロ ＜約2.4兆円＞）の8倍に上る膨大なものであったことや、その内の3分の1くらいがロシアの資金で占められていることが分かった。この大半がタックス・ヘイブンとして隠匿（いんとく）されていた資金と見られている。

また、踵（きびす）を接するようにして、ブリティッシュ・バージン・アイランドに隠匿されていた各国セレブや要人の資金が莫大なものであることも、ジャーナリスト団体（ICIJ）によりオープンにされており、今年4月3日付の英国ガーディアン紙がそれらの口座の持ち主の主なものを明らかにしているほか、米国フィナンシャル・タイムズ紙もその連続特集を組んでいる。

公的なベースでは、OECD 租税委員会が 2000 年に「タックス・ヘイブン・リスト」を公表している、それによれば 35 の国と地域がリスト・アップされており、これが現在の「税に関するグローバル・フォーラム」のタックス・ヘイブン・リストにつながっている。また、タックス・ジャスティス・ネットワークは、タックス・ヘイブンに隠されている資金の規模を 21 兆ドル（約 2,100 兆円）であると推計している。ただ、キプロスやブリティッシュ・バージン・アイランドのデータを勘案すると、21 兆ドルという規模は最低限のものだ、という印象がある。

租税回避に係る類似概念

タックス・ヘイブンに隠匿された膨大なマネーがテロの温床になったり、ヘッジファンドの資金として利用され、9.11 同時多発テロやブラックマンデー、リーマン・ショック等の世界的な金融危機につながっている。こうしたことから、タックス・ヘイブンが強く問題視されているのである。

しかし、タックス・ヘイブンは、税という望ましくない負担から免れたい、という人間の本質的な欲求から生じたものである。それでは、類似した概念である「節税」、「租税回避」、「脱税」の区分はどのようなものであるのだろうか？

「節税」とは非難される性質のない税金を減らす努力を言う。具体的には土地などの資産が値上がりした場合の値上がり部分であるキャピタルゲインに課せられる税がその例である。日本の譲渡所得課税は 5 年を境に長期と短期に分かれ、長期の譲渡所得の方が租税負担は軽い。従って 4 年半保有していた土地を売ろうとする場合、半年待ってから売るのが合理的であるし、これに非難可能性があると思うヒトはいない。これが節税の典型例である。

他方、「脱税」は帳簿を二つ作り（二重帳簿）、売上の一部を片方の帳簿に計上しなかったり、架空の仕入を計上するなどがその例である。仮装隠蔽として重加算税を課せられたり、ひいては刑事処罰を受けるような行為である。

これら「節税」と「脱税」の中間に位置するのが「租税回避」であり、課税処分を受けるのか否か、がすぐにはハッキリしない行為である。

外国には純資産ベースで 500 億ドル（約 5 兆円）を有するビル・ゲイツなど想像を越えた大富豪がいる（2010 年「フォーブス 400」発表）が、日本でも 5 千万ドル（約 50 億円）以上の純資産を持つ富裕層が 3,400 人（世界第 4 位）いるとされている（クレディ・スイス試算）。従って、実は日本にも所得や資産が巨額に上るため節税に苦労している人が少なくない。

武富士事件

「租税回避」が違法か合法か、が争われた代表例の一つが武富士事件である。国際取引が可能で、海外にタックス・ヘイブンが口を開けて待っていると、これを利用して租税負担を極力減らすインセンティブが生じる。以前の日本の税法（相続税法）では、国外に保有する資産を日本の非居住者に贈与する場合、非居住者が日本国籍を有する者であっても贈与税はかからないという条項があった。一方、香港には相続税も贈与税もなかった。武富士のオーナーである父親はこれを利用して、息子を香港に住まわせて非居住

者扱いとさせ、日本国外の資産を贈与した。この結果、息子には一切の税金がかからず、二重「非」課税となったのである。

国税庁では、香港に住む息子の住所は日本であると認定することにより、1,000億円を超える贈与税の課税処分を行なったが、裁判は最高裁まで争われた結果、最高裁では息子が日本の居住者でないと認定して国の課税処分を取り消した。憲法第84条が規定する租税法律主義の原則による限り、タックス・ヘイブンを利用する租税回避の防止には、法の整備として対処すべきということになる。ただ、問題の相続税法はほとんど直ちに改正されて、現在ではこの法の不備は解消されている。

3. マネーゲームのコントロール

タックス・ヘイブンを利用した巨額マネーが世界経済に大きな影響を与えていることは、リーマン・ショック等で明らかであろう。これに対し、各国中央銀行がその動きを阻止しようとしても、資金の規模がそもそも違うので完全にコントロールすることはほぼできない。プラザ合意などは例外中の例外である。

実物資産の伸び率は世界全体でも年間で数%程度であり5%には及ばないだろう。ところが、金融資産はどうかと言えば、デリバティブ取引などの高度金融商品によって年率数十%の勢いで増加していく。その結果として、金融センターは実物セクターに比較して極度にアンバランスな規模にまで肥大化している。つまり、暴走する過剰なマネーが存在するのである。

従来型の経済理論モデルに従えば、このような状況はハイパー・インフレーションを生むことになるはずである、しかしながら現代の金融資本主義では経済構造自体が変化しているので、インフレではなく資産バブルが発生する。そしてバブルが破裂すると、一国経済はおろか世界経済全体を破滅の淵に引きずり込むのである。

こうしたマネーゲームを抑制するためには、「公法は水際で止まる」という国際法上の原則を修正する必要がある。その第一の方法として、各国がその主権を相互に譲歩しようとする条約法の形成がある。また、マネーゲームのインフラであるタックス・ヘイブンを包囲する網を敷くこともそれに劣らない重要な方法である。タックス・ヘイブンとマネーゲームは双子のようなものだからである。

4. タックス・ヘイブン退治

タックス・ヘイブンの肯否

中には「タックス・ヘイブンが悪いわけではなく、タックス・ヘイブンを利用して悪事を働く人間が悪い」などという全米ライフル協会のようなこと（「銃が悪いわけではなく、銃を使って犯罪をする人間が悪い」）を言う人もいるが、そんな理屈が成り立つはずはない。タックス・ヘイブンは存在自体が悪である。

以下、タックス・ヘイブン退治の具体例として、タックス・ヘイブンの3つの類型ごとに処方箋を挙げてみよう。

3つの類型への対策

- (1) 椰子の茂るタックス・ヘイブンへの対策



カリブ海に浮かぶケイマン諸島など椰子の茂るタックス・ヘイブンはその存在自体が害悪であり、自主的な改善努力などは期待できない。従って、これら諸国（地域）に対しては、国際経済とのつながりを断つという方法が最も有効である。

ただ、椰子の茂るタックス・ヘイブンをこっそり利用するシティやウォール・ストリート、その他の群小の金融センターとの関係が問題となるが、それ故にこそ先進国は、これらの椰子の茂るタックス・ヘイブンの取引を断つことに協調すべきである。

(2) 群小オフショア金融センターへの対策

リヒテンシュタインやモナコなど群小の金融センターに対しては、「タックス・ヘイブン」としてその名前を明示し、国際社会を挙げて批判するのが効果的である。

税に関するグローバル・フォーラムが 2009 年 4 月の G20・ロンドン・サミットの際に開かれ、そこでタックス・ヘイブンのブラック・リストが公表された。オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、スイスはその圧力に屈して OECD モデル租税条約 26 条（情報交換）について、それまでの留保を撤回した。主要国が協調すれば中小規模の金融センターは膝を屈するという好例である。

また、強硬的な手段に訴えるのも多大な効果がある場合がある。

米国には、日本の国税庁に相当する内国歳入庁（The International Revenue Service <IRS>）という連邦機関がある。ここが、国境を越えてスイスの大銀行 UBS に対し、米国民口座の開示を求め、職員の逮捕ということまでして UBS を屈服させた。また米国は中国・マカオの銀行にある北朝鮮の秘密口座を閉鎖させるという強硬策を取ったこともある。米国にしか出来ないような一方的な力攻めであって、基軸通貨国ならではのものであると言えよう。こうした強硬措置により、有名なスイスの「銀行秘密保護法」は実効性を失ったし、中国政府は表立っての抗議すらしなかった経緯がある。

(3) ニューヨーク、ロンドンへの対策

上記 2 つに比べて、ニューヨーク、ロンドンの巨大金融センターへの対策は難しい。

ただ、ニューヨークでは、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロを経験してからというもの、連邦政府がテロの防止に役立つ規制に真剣に取り組んでいる。また、2008 年のリーマン・ショックのときに大きな混乱を余儀なくされているので、マネーの暴走についてもホワイトハウスが意欲的に取り組んでいると言えよう。ウォール・ストリートから、シティへのフライト（逃避）が始まっているとも言える。

こうしたニューヨークの対応に比べると、ロンドンのシティへの対策はかなり困難だ。というのは、英国は国家の命運をかけて世界の金融センターという現在の地位を守ろうとするからである。英国病に苦しんでいた英国は、サッチャリズムと金融ビッグ・バンで息を吹き返して金融立国を果たしたからである。こうなるとシティの興廃は国際政治経済における英国の地位に関わる一大事である。

個別の対策

更に、個別のタックス・ヘイブン対策としては次のようなものがある。

(1) FATCA（外国口座租税コンプライアンス法）

米国では、今年（2013 年）1 月に FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act <外国口座租税コンプライアンス法>）が成立した。これは米国の国内法によって外国金融機関（F F I）に対し、米国民口座の情報提供を強制して、租税などの課税逃れ



を捕捉しようとするものであり、ペナルティーは 30% の源泉課税等である。これは、国家管轄権に関する国際公法の常識を越えるものである。

ところが、この米国の国内法に対して欧州 5 ヶ国（英独仏伊西）をはじめとして諸外国は意外にも良い反応を示しており、これら諸国の国内法で対応する姿勢を示しつつ、情報提供を双方向のものとしたい意向を示している。国内法による直接的な対応を拒んでいるのは日本とスイスぐらいである。

(2) FSB（金融安定理事会）

FSB（Financial Stability Board <金融安定理事会>）は、1999 年に設置された FSF（Financial Stability Forum <金融安定化フォーラム>）を、2009 年の G20 ロンドン・サミットのマンデート（指令）で改組し、拡充・強化したものである（事務局はバーゼルの BIS 国際決済銀行。）

FSB はバーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）という銀行・証券・保険の 3 つの国際監督機構をメンバーとし、IMF、世界銀行、BIS などの国際機構や IASB（国際会計基準委員会）なども傘下に収めて、多様な面からグローバル・プルーデシヤル・レギュレーション（国際的な枠組みで協力しつつ、金融機関の行為規制を行っていくこと）を果たす試みを担っている。この中には、金融機関がリスクを取り過ぎて破綻する事態を避けることがひとつの目的として入れられており、「大き過ぎて潰せない（too big to fail）」という事態に直面しないように図るものである。

金融機関にリスクを取らせない典型的な手法は、バーゼル規制として知られる銀行の自己資本比率規制があるが、バーゼル銀行監督委員会ではバーゼルⅡより重いリスク値をはじき出すバーゼルⅢの計算手法を取り入れた。これは今年（2013 年）から段階的に実施されることになっている。バーゼル合意には強制力はないが、守らないと国際取引を行う銀行は村八分にされてしまう。だから、各国の銀行は例外なくこの規制に従っている。グローバルな規制はこのようなものでしか有りえないとも言えるし、このようなものでも機能するのだ、とも言えそうである。

5. 終わりに

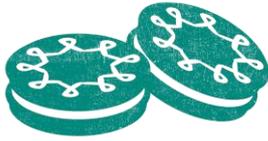
世界経済は 1980 年代以降、連続的な金融・通貨危機に襲われてきた。これら危機の原因にはタックス・ヘイブンを舞台とした投機マネーによる非生産的なマネーゲームがあり、その根源には、新自由主義の下で規制から解き放たれた人間の強欲（グリード）がある。しかしながら、自由主義経済といえども、決められた土俵の上で決められたルールに基づいて運営されなくてはならない。

「税は文明の対価である」という米国最高裁判所ホームズ判事の言葉があるが、それならば税を支払う者には逆に、その対価としての「文明」が引き渡されなくてはならないはずである。ところが、タックス・ヘイブンはそうした「文明」の引き渡しを妨げるばかりか、「文明」そのものに災厄をもたらしている。

税の対価としての「文明」を受け取る立場にいる一般の納税者の方々が、国際金融の裏面にあるタックス・ヘイブンの持つ問題の所在を正しく理解することは納税者としての義務である。



以 上



執筆者紹介

志賀 櫻(しが さくら) 1949 年 東京都生まれ
志賀櫻法律事務所 弁護士

<学歴・職歴>

1971 年 東京大学法学部卒業
1971 年 大蔵省(現財務省)入省
1976 年 宮崎税務署長
1988 年 連合王国日本国大使館参事官
1991 年 主税局国際租税課長・OECD 租税委員会日本国代表
1992 年 主計局主計官
1993 年 岐阜県警察本部長
2000 年 東京税関長
2002 年 国際協力銀行理事
2009 年 日本弁護士連合会税制委員会副委員長
2010 年 政府税制調査会専門家委員会特別委員
現 在 弁護士

<主要著作>

「詳解 国際租税法の理論と実務」(民事法研究会)、「タックス・ヘイブン」(岩波新書)ほか